省令

○厚生労働省令第二十二号

戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第五十一条の規定に基づき、戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月十四日

厚生労働大臣　根本　匠

戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則の一部を改正する省令

戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（障害年金の受給者の現状に関する届出）	（障害年金の受給者の現状に関する届出）
第十条　（略）	**第十条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　前二項の書類には、次に掲げる書類を添えなければならない。	3　前二項の書類には、提出の日前一箇月以内の間において作成された次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
一　厚生労働大臣が指定する者にあつては、提出の日前三箇月以内の間において作成された、その者の障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書	一　厚生労働大臣が指定する者にあつては、その者の障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書
二　厚生労働大臣が指定する者にあつては、提出の日前一箇月以内の間において作成された、その者の加給の原因となる扶養親族につき加給の原因となる事由が引き続き存続することを認めることができる書類	二　厚生労働大臣が指定する者にあつては、その者の加給の原因となる扶養親族につき加給の原因となる事由が引き続き存続することを認めることができる書類

附　則

この省令は、平成三十一年八月一日から施行する。

○厚生労働省・国土交通省令第一号

住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第七十条の規定に基づき、住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月十四日

厚生労働大臣　根本　匠

国土交通大臣　石井　啓一

住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令

住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年厚生労働省国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（宿泊サービス提供契約の締結の代理等の委託の方法）	（宿泊サービス提供契約の締結の代理等の委託の方法）
第十条　住宅宿泊事業者は、法第十二条の規定による委託をしようとするときは、当該委託をしようとする住宅宿泊仲介業者又は旅行業者に対し、商号、名称又は氏名並びに当該委託に係る届出住宅の所在地及び届出番号を通知しなければならない。	**第十条**　住宅宿泊事業者は、法第十二条の規定による委託をしようとするときは、当該委託をしようとする住宅宿泊仲介業者又は旅行業者に対し、届出番号を通知しなければならない。
（条例の制定の際の市町村の意見聴取）	（条例の制定の際の市町村の意見聴取）
第十四条　都道府県が法第十八条の規定に基づく条例を定めようとする場合には、当該都道府県知事は、あらかじめ、当該都道府県の区域内の市町村の意見を聴くよう努めなければならない。	**第十四条**　都道府県は、法第十八条の規定に基づく条例を定めようとするときは、あらかじめ、当該条例の案を当該都道府県の区域内の市町村に送付しなければならない。
（削る）	2　前項の規定による送付を受けた市町村は、都道府県に意見を述べようとするときは、都道府県が指定する期日までに意見を提出するものとする。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

規則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年三月十四日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―三〇―九四

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（防疫等作業手当）	（防疫等作業手当）
第十二条　防疫等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。	**第十二条**　防疫等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　農林水産省に所属する職員が家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条に定める家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥	三　農林水産省に所属する職員が家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条に定める家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性